

協同組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

協同組合検査規程の一部を改正する訓令

協同組合検査規程（平成13年岩手県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条、農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第117条第1項から第5項まで、森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条、銀行法（昭和56年法律第59号）第52条の54（<u>農業協同組合法第92条の4第1項及び水産業協同組合法第121条の4第1項</u>において準用する場合に限る。）、保険業法（平成7年法律第105号）第305条第1項（農業協同組合法第11条の25第1項において読み替えて準用する場合に限る。）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第16条、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）第36条第1項から第5項まで並びに民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）第44条第1項及び第2項の規定により組合等の業務又は会計の状況について行う検査（以下「検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(検査の方法)</p> <p>第6条 検査は、<u>組合等の事務所、倉庫、事業場その他組合等の業務に直接又は間接に関係のある場所について実地検査の方法により行う。ただし、必要があるときは、これらの場所以外の場所において帳簿その他の書類につき検査を行うことができる。</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>(検査命令書の提示等)</p> <p>第9条 検査員及び補助員は、検査に際して理事その他の責任者に対し、当該検査に係る検査命令書（<u>様式第1号又は様式第2号</u>）を提示しなければならない。</p> <p>2 検査員及び補助員は、検査に際しては、身分証明書（様式</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条、農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第117条第1項から第5項まで、森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条、銀行法（昭和56年法律第59号）第52条の54（<u>農業協同組合法第92条の4第1項及び水産業協同組合法第108条第1項</u>において準用する場合に限る。）、保険業法（平成7年法律第105号）第305条第1項（農業協同組合法第11条の25第1項において読み替えて準用する場合に限る。）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第16条、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）第36条第1項から第5項まで並びに民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）第44条第1項及び第2項の規定により組合等の業務又は会計の状況について行う検査（以下「検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(検査の方法)</p> <p>第6条 検査は、<u>実地の検査、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。第13条において同じ。）の検査又はこれらを組み合わせた方法により行う。</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>(検査命令書及び身分証明書の提示並びに検査通告書の交付)</p> <p>第9条 検査員及び補助員は、検査に際して理事その他の責任者に対し、当該検査に係る<u>別に定める様式による検査命令書及び身分証明書（様式第1号）</u>を提示するとともに、当該検査に係る<u>別に定める様式による検査通告書を交付</u>しなければならない。</p>

<p><u>第3号</u>を携行し、組合等から請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>(検査の立会い)</p> <p>第11条 <u>検査</u>に際しては、理事その他の責任者1人以上の<u>立会</u>を得て行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(検査の立会い)</p> <p>第11条 <u>現物検査</u>に際しては、理事その他の責任者1人以上の<u>立会</u>を得て行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号及び様式第2号を削る。

改正前	改正後
<p><u>様式第3号</u> (第9条関係)</p> <p>[略]</p>	<p><u>様式第1号</u> (第9条関係)</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。